

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

一時保護業務 2

被措置児童等虐待が「あってはならない」理由について確認するとともに、被措置児童虐待防止が発生し得る状況、被措置児童虐待として報告された事例、子どもの身体的苦痛・精神的苦痛を与え得る行為の例について確認し、個人又は組織としてその防止に努めることができるようになることを目的とします。

目次

1. 被措置児童等虐待とは	2
2. 被措置児童等虐待として報告のあった事例	3
3. 被措置児童等虐待があってはならない理由	6
4. 被措置児童等虐待防止のために組織としてできること	7
5. 所内で被措置児童等虐待またはそのおそれのある行為が発生した場合の対応	9
6. 被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか？	10

被措置児童等虐待とは

- 被措置児童等虐待とは、施設・一時保護所の職員等が子どもたちに行う次のような行為を言います。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。ex.) 殴る、蹴る、熱湯をかける、布団蒸しにする、戸外に締め出す など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">わいせつな行為をすること又は被措置児童をしてわいせつな行為をさせること。ex.) 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、ポルノを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none">心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。※子ども間での暴力やいじめ等を放置することも含まれる。ex.) 食事を与えない、下着などを変えない、入浴させない など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。ex.) 脅迫、無視、暴言、差別 など
そのほか不適切な対応	<p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none">子どもの問題行動の背景を考察しない一方的な対応懲罰として課す必要以上の行動制限感情を爆発させた怒声乳幼児等の入浴支援場面等での「一人もらいます」など、子どもを者扱いするかのような声掛けの対応子どもに力づくで言うことをきかせ、そうした措置が必要な理由を一切説明しない

被措置児童等虐待として報告のあった事例（１）

身体的虐待

- 硬い床に正座をさせたまま指導を続けた
- 布団から泣きながら出てきた児童を片手で持ち上げて、うつ伏せの状態です布団に戻し後頭部を軽く２回叩いた
- 児童を注意する際に、よく話を聴いてもらうために両手で顔を「ペチン」と挟んだ
- 暴力を振るってきた児童の足や腕をたたき返した
- 注意に反発する児童を立たせようとして、Tシャツの襟首を掴んだ
- 注意に反発する児童に腹を立てた職員が、児童の胸倉をつかみ投げ落とした
- 職員の指示に従わず抵抗した児童の頭を平手で叩いた
- 注意に反発して左腰付近を蹴った児童に対し、拳で顎を殴打した
- 注意をした児童と言い争いになり、右太ももに膝蹴りをした

（出所）厚生労働省 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について より抜粋

被措置児童等虐待として報告のあった事例（２）

心理的虐待

- 児童に対して日常的に無視や自尊心を傷つけるような言動を繰り返していた
- 職員が児童に対し日常的に怒鳴っていた
- 児童に注意をしたところ、にらみつけて気を悪くする発言をされたので感情的になり箒を折った
- 注意をしても危ない行為をエスカレートさせる児童（幼児）に対して、危ない行為であることを伝えるために、児童を抱き上げて高所から顔を出させた
- 余暇時間にゲームをいている際に、じゃれ合いのつもりで児童に「殺すぞ」「死ね」等の発言をした
- 施設内のごみ集積場で厳しく指導する等、児童への言葉や態度による脅かしを繰り返していた
- 嘔吐と体の震えが止まらない状況で「死んだ方がいい」と繰り返し発言していた児童に対し、職員が「死ね」と言った。
- 職員が大きな音が出るようにドアを開閉したり、児童に「てめえ」と複数回言ったりした

（出所）厚生労働省 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について より抜粋

被措置児童等虐待として報告のあった事例（3）

性的虐待

- 朝起きてこない児童の居室に入室して、布団をめくって足をくすぐったり、わき腹をつついたりした
- 施設内の個室等で、児童にキスをするなどの行為を繰り返していた
- 夜勤時に夜遅くまで児童の悩みを聞いているうちに性的関係に至り、その後は夜勤の度に施設内の休憩室等で性行為に及んでいた
- 宿直勤務時に、職員室において遊びの延長で服の上から児童のブラジャーのホックを外した
- 夜勤時に児童の居室に入りタオルケットをかけなおす際に、間接的に児童の性器に触れた

ネグレクト

- 複数の児童が特定の職員の夜勤時を狙い言葉や暴力で脅す等の行為について、施設長等が改善できなかった
- 複数の児童に日常的に暴力を振るっていた児童に対し、指導を行っていたが、施設長は状況を改善することができなかった。

（出所）厚生労働省 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について より抜粋

被措置児童等虐待があってはならない理由

- 一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすることがあります。不安や緊張の高い状態であることが多いことから、一時保護される場は暖かい雰囲気であり、子どもが心から安心できる環境でなくてはなりません。
- そうした背景に鑑みると、こうした状況に置かれている子どもたちからの信頼を得られるように努力するべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うことは、**子どもの心身をさらに傷つけるだけでなく、大人への不信感の増幅、人格形成への悪影響を与える結果につながります。そのため、被措置児童虐待は絶対に許されないことを常に意識し、個人としても、組織としても被措置児童の虐待防止に努めなくてはなりません。**
- また、児童福祉法第33条の2第2項において「児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあることからも厳に注意が必要です（しつけのための体罰禁止）。

被措置児童等虐待防止のために組織としてできること

組織として できること	風通しの良い 組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 被措置児童等の支援には必ずチームを組んで当たることとし、担当者1人に抱え込ませない 職員同士、先輩後輩の意思疎通・意見交換が行いやすい雰囲気醸成する。
	開かれた 組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を確保する。
	職員の研修、 資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員の援助技術、子どもへの対応能力を向上させる。 担当者1人に抱え込ませないよう、SVによる職員への指導・助言を積極的に行う。 同県内の児童相談所で集まり、研修会の開催やケーススタディを行うことにより被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識・ノウハウの共有化を図る
	被措置児童の 意見を汲上げる 仕組等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進める 子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いことを伝える 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置などを行う
個人として できること	養育環境の理解	<ul style="list-style-type: none"> 被措置児童の中に、人間関係が上手に作れない子ども、発達障害を含む関わりの難しさを抱える子どももいることを理解する
	感情の コントロール	<ul style="list-style-type: none"> 自身の感情の沸点を把握する 一時的に子どもとの物理的な距離を取り、クールダウンを図る（タイムアウト） 業務外で自身の心身をリフレッシュする時間を設ける
	子どもの 背景の理解	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの言動の背景・理由を捉え、子どもの言動に刺激されることを予防する。
	他の職員に 助けを求める	<ul style="list-style-type: none"> 一人で抱え込まないこと。一人で処理しきれないと感じたら、先輩・後輩関係なく助けを求める。 助けを求められたらできる限り対応する。

【コラム】被措置児童等虐待防止に係る留意点

- 一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすることがあります。不安や緊張の高い状態であることが多いことから、一時保護される場は暖かい雰囲気であり、子どもが心から安心できる環境でなくてはなりません。
- そうした背景に鑑みると、こうした状況に置かれている**子どもたちからの信頼を得られるように努力すべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うことは、子どもの心身をさらに傷つけるだけでなく、大人への不信感の増幅、人格形成への悪影響を与える結果につながります。**そのため、被措置児童虐待は絶対に許されないことを常に意識し、個人としても、組織としても被措置児童の虐待防止に努めなくてはなりません。
- また、児童福祉法第33条の2第2項において「児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあることからも厳に注意が必要です（しつけのための体罰禁止）。

所内で被措置児童等虐待またはそのおそれのある行為が発生した場合の対応

情報整理

- 被措置児童等虐待に該当し得るかの判断材料となる情報（虐待の具体的な状況・内容・程度、被措置児童等の心身の状況、虐待者と被措置児童等の関係など）を整理
- 子どもから情報聴取をする際は、自分のことではなく他の子どものことのように装い話をすることがあることに留意しつつ、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話をできるように振る舞う
- 子どもに二次被害が生じないよう、慎重な対応を行う

都道府県への通知

- 整理した情報に基づき、都道府県（担当部署）による事実確認等の必要があると認めるときは都道府県に通知する

調査受入

- 都道府県（担当部署）、児童福祉審議会委員又は他の児童相談所による調査（虐待を受けたと思われる被措置児童・その他の被措置児童等への聴き取り、職員等への聴き取り、日誌等の閲覧、被措置児童等の居室等の生活環境の確認 など）に協力する
- 被措置児童等の安全の確保に引き続き十分な配慮をする

被措置児童等に対する支援

- 虐待の事実が明らかになった場合、都道府県担当部署による以下のような支援に協力する
 - 虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
 - 当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
 - 必要に応じた当該被措置児童等への措置変更
 - 加害者として特定された職員の配置変更
 - 被措置児童等の保護者に対する対応方針の説明 等

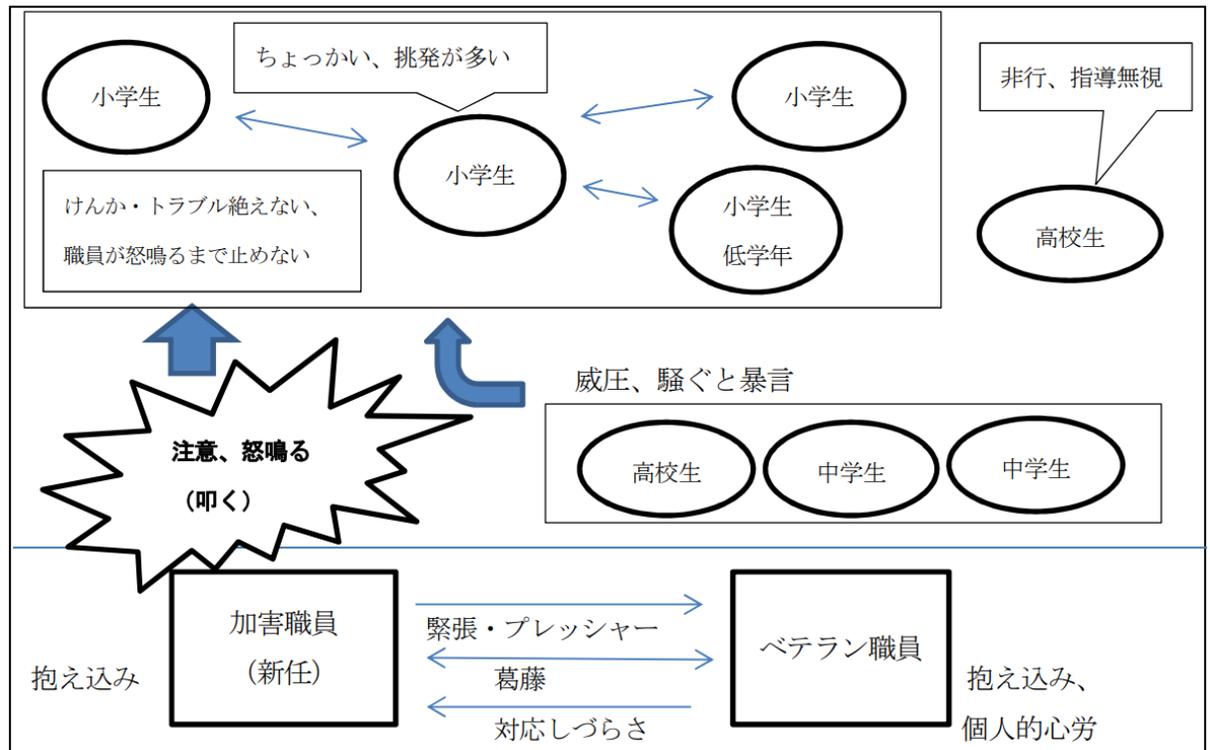
被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか？

- 被措置児童等虐待は職員個人の問題のみにより発生するかのようにイメージされがちですが、一時保護所内の環境・子ども同士の関係性・職員間の関係性などの複数の要素が絡み合うことで発生することもあります。

例えば次のようなケースで…

- 他児へのちょっかい・挑発が多い小学生児童がいることからケンカ・トラブルが絶えない。
- 指導をしてもなかなかケンカが収まらない中で、当該児童のケンカがエスカレートすると中学・高校生児童が小学生児童らに対して暴言を吐くなど威圧的な言動をとるようになるなどして連鎖的に雰囲気が悪化する。中学・高校生にそうした言動をとらないよう指導しても、そちらの指導もなかなか通らない。
- 新任職員はベテラン職員の手前、自分で何とかしなければという緊張とプレッシャーの中、この問題を一人で何とかしようと抱え込むようになる。
- ベテラン職員は当該新任職員に声掛けするも、「一人で何とかしようとする」かたくなな姿勢から葛藤・対応しづらさを感じてしまい、結果として新任職員へのサポートが手薄になる。
- 以上の結果、新任職員は心理的に追い詰められ、児童に対して、ケンカをやめさせようと児童を怒鳴る、叩くといった行動をとるに至った。

事例1 イメージ図 ※報告された内容をもとに作成



(出所) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ「被害措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月) P3より引用

- 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- 厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」雇児福発第0331002号・障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 平成21年3月31日
- 厚生労働省「平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ「被害措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月)